

議案第27号

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する
基準の改正に伴い、指定児童発達支援事業所の類型及びその人員、設備等の基準を
定める類型を一元化し、児童発達支援管理責任者等の責務等を見直すとともに、規
定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(令和元年10月世田谷区条例第27号)の一部を次のように改正する。

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針(第65条)

目次中 第2節 人員に関する基準(第66条・第67条) を「第3章 削除」

第3節 設備等に関する基準(第68条)

第4節 運営に関する基準(第69条—第75条)」

に改める。

第2条第1項第1号中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改め、同項第14号中「、第65条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条第1項ただし書を削る。

第4条中「指導及び訓練を適切かつ効果的に」を「適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療(上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。)を」に改める。

第6条第3項を次のように改める。

3 前2項に規定する従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、診療所(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所をいう。第10条第2項において同じ。)として必要とされる数の従業員を置かなければならない。

第6条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

第7条第2項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第9条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「及び便所」を「、便所及び静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

3 第1項の設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

第10条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、第2項に規定する設備を除き」を加える。

第12条第2項中「当たっては」の次に「、適切な方法により」を加え、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」を「課題、第30条第4項に規定する領域との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第6項中「に交付し」を「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者に交付し」に改め、同条に次の1項を加える。

10 児童発達支援管理責任者は、業務を行う際は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第27条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第28条前段中「指定障害児通所支援事業者等（法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下この条において同じ。）」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条後段中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定

障害児通所支援事業者」に改める。

第29条見出し中「障害児通所給付費」の次に「等」を加え、同条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第30条第5項中「前項の評価及び改善の内容をインターネット」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネット」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「、自ら評価」を「、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第30条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第30条の次に次の2条を加える。

第30条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第30条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推

進に努めなければならない。

第32条見出し及び同条第1項前段中「指導、訓練等」を「支援」に改め、同項後段中「指導、訓練等」を「より適切に支援」に改め、同条第2項及び第3項中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第37条中「又は特例障害児通所給付費」を「若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」に改める。

第38条中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「第10条第2項」を「第10条第3項」に改める。

第40条中「指定児童発達支援事業者は」を「指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は」に改める。

第47条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第51条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第59条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練を行う場所には、訓練」を「発達支援を行う場所には、支援」に改める。

第61条後段中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「第10条第2項」を「第10条第3項」に、「指導訓練を」を「発達支援を」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第65条から第75条まで 削除

第76条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練を適切かつ効果的に」を「適切かつ効果的な支援を」に改める。

第79条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第82条後段及び第83条後段中「第10条第2項」を「第10条第3項」に、「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第85条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第87条後段中「第10条第2項」を「第10条第3項」に、「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第95条中「第4項及び第5項」を「第6項及び第7項」に、「第31条」を「第

30条の2、第31条」に、「第45条、第47条、第48条」を「第45条から第48条まで」に、「、第53条及び第74条」を「及び第53条」に、「読み替える」を「、第12条第4項中「第30条第4項に規定する領域との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」とあるのは「第30条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第46条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない。」と読み替える」に改める。

第100条中「第12条」の次に「（第4項を除く。）」を加え、「第31条」を「第30条の3、第31条」に、「第45条、第47条、第48条」を「第45条から第48条まで」に改め、「、第74条」を削り、「第41条第1項」を「第30条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第12条第4項中「第30条第4項に規定する領域との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」とあるのは「地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第41条第1項」に、「第92条中」を「第46条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない。」と、第92条中」に改める。

第101条第1項中「、第66条」及び「、第66条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と」を削る。

第104条第1項中「、第75条」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号の政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、この条例による改正後の世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

3 改正法附則第4条第1項の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後の条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の条例第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の条例第6条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6 改正後の条例第30条の2（改正後の条例第57条、第61条、第82条、第83条、第87条及び第95条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、第30条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。